

江東区職員の障害者活躍推進計画〈概要〉

【策定の目的】 障害のある職員がその能力を有効に発揮でき、いきいきと働くことができるよう、障害者雇用に係る取組の方向性を示す。

【計画の位置づけ】 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第7条の3第1項に基づく障害者活躍推進計画

I 策定主体及び計画期間

- 1 計画の策定主体
区長、教育委員会、選挙管理委員会、代表監査委員、議長が連名で策定
- 2 計画期間
5年間（令和7年度から令和11年度まで）

II 区の障害者雇用の現状

- 1 障害者雇用率
2. 60%（令和6年6月時点）
- 2 定着率（令和2年度～5年度における、採用1年目の平均定着率）
88.2%
※職務に起因しない疾病等による退職を除いた定着率：100%

III 計画の目標

- 1 採用に関する目標
法定雇用率の達成（各年6月1日時点）
- 2 定着に関する目標
採用後1年以内の定着率100%
（職務に起因しない疾病等による退職を除く）

IV 障害者活躍の推進に向けた取組

- 1 推進体制の整備
 - （1）「江東区障害者活躍推進検討委員会」の実施（継続）
 - （2）「障害者雇用推進者」及び「障害者職業生活相談員」の選任等（継続）
 - （3）合理的配慮の提供等に係る相談窓口の設置（拡充）
 - （4）障害雇用理解促進に関する研修の実施（継続）
- 2 職務の選定・創出
 - （1）採用前面談の実施（拡充）
 - （2）管理監督者との定期的な面談の実施（拡充）
 - （3）職務の選定・創出に係る情報の共有（拡充）
 - （4）出先施設への会計年度任用職員の配置（新規）
 - （5）オフィスサポートセンターの庁外設置（新規）
- 3 環境整備・人事管理
 - （1）施設及び就労支援機器等の整備（継続）
 - （2）合理的配慮の提供等に係る理解の促進（継続）
 - （3）常勤職員及び会計年度任用職員の計画的採用（継続）
 - （4）多様で柔軟な働き方の推進（継続）
 - （5）障害特性に配慮したキャリア形成に係る取組（継続）
 - （6）定着支援に係る取組（拡充）
- 4 その他の取組
 - （1）障害者就労施設等からの物品の調達の推進（継続）